

事 務 連 絡

令和2年5月28日

各務原市内介護サービス事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課長

岐阜県が提供する不織布マスクの配布開始
及び各務原市が提供する不織布マスクの配布再開について（通知）

この度は新型コロナウイルス感染症の感染防止に御尽力頂き誠にありがとうございます。

令和2年5月18日付け2各介第51号文書にて通知したとおり、現在各務原市では新型コロナウイルス感染症予防の観点から、市民や企業等から善意で寄せられたマスクを、市内の高齢者施設及び障がい者施設を運営する事業者に対して提供しています。

この度、岐阜県からも同様に各団体から寄付を受けたマスクの配布が開始され、各務原市内の介護サービス事業所への配布を担当課からおこなうことになりました。

つきましては、下記のとおりマスクを配布いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 岐阜県が提供するマスクの種類

不織布マスク（一般用） ※県に寄贈等されたもの

2. 岐阜県が提供するマスクの配布枚数及び配布対象事業所

1 事業所等あたり100枚（全サービス共通）

- ・ 県指定介護保険事業所・施設
- ・ 市町村指定介護保険事業所・施設（基準該当含む）
- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ 職員が概ね他の事業と重複するような場合（医療機関におけるみなし指定、福祉用具貸与を兼ねる特定福祉用具販売、居宅療養管理指導）は配布の対象外となっています。

3. マスクの配布日時及び場所

令和2年5月29日（金）から 6月19日（金）までの間

平日 午前8時30分～12時、及び午後1時～午後5時15分

各務原市役所本庁舎2階 介護保険課施設指導係窓口

※ 地域包括支援センターと養護老人ホームについては高齢福祉課にて配布します

★注意事項★

不要不急の外出を避けるため、急いで受け取りにお越し頂く必要はありません。

緊急を要する場合を除き、市役所にお寄りになられたついでにお受け取り頂ければ結構です。

なお配布期間を過ぎてもマスクを受け取られなかった場合は受け取り不要として取り扱わせていただきます。

4. 各務原市が提供するマスクの配布再開について

5月21日（木）朝にお送りしたメールにて、各務原市が配布するマスクの配布を一旦延期する旨ご案内しましたが、こちらの配布も再開します。

まだ各務原市が提供するマスクを受け取られていない事業所におかれましては、市と県のマスクを一緒にお渡ししますので、忘れずにお受け取りください。

各務原市 健康福祉部 介護保険課			
係長	大丸	担当	山村
連絡先	058-383-2067（直通）		